

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 河川取締規則の一部を改正する規則
- ◇告示 昭和三十八年五月臨時県議会で議決された昭和三十八年度鳥取県歳入歳出更正予算等被爆者一般疾病医療機関の指定
- みつばらについての腐を病発生した旨の報告
- みつばらについての腐を病発生について
- ひな白痢検査の実施
- 基準看護等の承認
- 健康保険法による保険医療機関及び保険薬局の指定
- 健康保険法による保険薬剤師の登録
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集

規則

河川取締規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十八号

河川取締規則の一部を改正する規則

河川取締規則（昭和二十三年八月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十二条に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる場合のほか、知事が必要と認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百四号

昭和三十八年五月臨時県議会で五月十六日議決された昭和三十八年度鳥取県歳入歳出更正予算、昭和三十八年度特別会計県営工業用水道事業費歳入歳出更正予算、昭

で、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 家畜の種類 みつばち
- 二 家畜伝染病の種類 腐そ病
- 三 発生群数 二群
- 四 発生の場所 鳥取市浜坂
- 五 発生年月日 昭和三十八年六月一日
- 六 その他参考となるべき事項

昭和三十八年六月一日発生群を焼却処分した。

鳥取県告示第三百七号

県内にみつばちについての腐そ病が発生したので、みつばちについての腐そ病予防に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 発生した場所等
- 発生場所 発生群数 発 生 年 月 日
- 鳥取市浜坂 二 昭和三十八年六月一日
- 二 必要な措置

昭和三十八年六月七日より十四日間、発生した地点を中心として半径二キロメートル以内の区域内のみつばち及びみつばちについての腐そ病の病原体をひろげるおそれがある物品を移動させてはならない。ただし、家畜防疫員の指示に基いて移動する場合はこの限りでない。

鳥取県告示第三百八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十八年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏
- 四 実施期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法 ひな白痢急速診断法 別表

実施期日 実施区域 実施場所

六月二十四日 日野郡溝口町大阪 中村養鶏場
二十五日 江府町下安井

鳥取県告示第三百九号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和三十三年厚生省告示第百七十七号）に基づく基準看護、基準給食及び基準寝具設備として、次のとおり承認した。

昭和三十八年六月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

施設名称	所在地	基準看護	基準給食	基準寝具	承認年月日	採数表
鳥取県立厚生病院	倉吉市越殿町	(看) 第三号 一般三病棟 一五〇床 一般二病棟 一四八床 結核二病棟 八三床 類床	(給) 第三八号 一般三病棟 一五〇床 一般二病棟 一四八床 結核二病棟 八三床 類床	(寝) 第二二号 一般三病棟 一五〇床	昭三八、四、一	甲
鳥取県立整肢学園	米子市上福原	(看) 第二二号 一般三病棟 一五〇床 一般二病棟 一四八床 結核二病棟 八三床 類床	(給) 第三七号 一般三病棟 一五〇床 一般二病棟 一四八床 結核二病棟 八三床 類床	(寝) 第二二号 一般三病棟 一五〇床	昭三八、四、一	甲

